義務教育における30人学級の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校は長期間の休業を含む 対応を余儀なくされたが、今回経験したコロナ禍によって、学校は、いかなる状況 にあっても、子供たちの学びの機会と学力を保障するという、大きな役割を担うべ きことを改めて認識させるものとなった。

このため、今回のコロナ禍を踏まえた新しい生活様式の下にあっては、更なる感染症の拡大や災害等発生の緊急時にあっても、身体的距離の確保など、全ての子供たちの学習機会を確保する指導体制を構築することが、学校における喫緊の課題となっている。

また、これからの変化の激しい社会情勢において、我が国の将来を担う子供たちの多様な可能性を最大限引き出すためには、子供たち一人一人の個性や学習の定着度に応じた指導を充実させることが必要である。

学校では、国のGIGAスクール構想に基づいた、一人一台の情報端末整備が進められているが、この効果を最大限活かすためには、ハード・ソフト・人材を一体的に整備することが不可欠である。

京都府では、国における加配定数に加え、府の単費定数を措置することにより、学校がそれぞれの状況によって、柔軟な指導を行うことが可能な「京都式少人数教育」を推進してきた。

国におかれても、現在、30人学級の実現に向けた議論が進められているが、こう した議論は、これまでの一人一人に応じたきめ細かい指導を更に充実させるもので あり、その実現に大いに期待するものである。

ついては、国におかれては、これからの新しい時代における個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、地方公共団体が見通しを持って、教職員や教室の確保を行うことができるよう、段階的かつ計画的に30人学級の編制を可能とする基礎定数と加配定数の改善を行うとともに、学校がそれぞれの状況により、柔軟に指導体制を整備することができる仕組みとされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

衆議院議長 大島理森殿 山 東 昭 子 殿 参議院議長 菅 内閣総理大臣 義 偉 殿 財務大臣 麻生太郎殿 文部科学大臣 一殿 萩生田 光 内閣官房長官 加藤勝信殿